

## 株式交換に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号  
及び会社法施行規則第 190 条に基づく開示事項)

2026 年 8 月 10 日

売れるネット広告社グループ株式会社  
株式会社国際漢方研究所

2026 年 8 月 10 日

株式交換に係る事後開示書面

福岡県福岡市早良区百道浜二丁目 3 番 8 号  
売れるネット広告社グループ株式会社  
代表取締役 植木原宗平

東京都千代田区内神田 3-6-1  
さんしん・ヒロセビル 7 階  
株式会社国際漢方研究所  
代表取締役 眞子達男

売れるネット広告社グループ株式会社（以下「売れるネット広告社グループ」といいます。）及び株式会社国際漢方研究所（以下「国際漢方研究所」といいます。）は、2026 年 6 月 29 日付で両社の間で締結した株式交換契約に基づき、2026 年 8 月 10 日を効力発生日として、売れるネット広告社グループを株式交換完全親会社とし、国際漢方研究所を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施いたしました。

本株式交換に関する会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に定める事後開示事項は以下のとおりです。

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）

2026 年 8 月 10 日

2. 株式交換完全子会社に関する事項（会社法施行規則第 190 条第 2 号）

（1）会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

（2）会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

① 反対株主の株式買取請求（会社法第 785 条）

国際漢方研究所は、会社法第 785 条第 3 項に従い、2026 年 7 月 17 日付で、国際漢方研究所の株主に対して、本株式交換を実施する旨、並びに株式交換完全親会社である売れるネット広告社グループの商号及び住所を通知いたしましたが、国際漢方研究所の株主から、株式買取請求はありませんでした。

② 新株予約権買取請求（会社法第 787 条）

該当事項はありません。

③ 債権者の異議（会社法第 789 条）

本株式交換について異議を述べることができる債権者は存在しませんので、会社法第 789 条の適用はありません。

3. 株式交換完全親会社に関する事項（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

（1）会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

（2）会社法第 797 条の規定及び第 799 条の規定による手続の経過

① 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

売れるネット広告社グループは、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項に従い、2026 年 7 月 17 日付で、売れるネット広告社グループの株主に対して、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社である国際漢方研究所の商号及び住所を電子公告にて公告いたしましたが、売れるネット広告社グループの株主から、株式買取請求はありませんでした。

② 債権者の異議（会社法第 799 条）

本株式交換について異議を述べることができる債権者は存在しませんので、会社法第 799 条の適用はありません。

4. 株式交換に際して移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換に際して売れるネット広告社グループに移転した国際漢方研究所の株式の数は、24,848 株です。

5. 上記に掲げるもののほか、株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

本株式交換により増加する売れるネット広告社グループの資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

本株式交換では資本金及び準備金の額については、会社計算規則第 39 条に従い、別途定める。

以 上